

■ 申請の対象となる方 ■

次のア～ウの方のうち、3割の健康保険高齢受給者証を所持している方で、対象となる収入^{※1}が下記の＜基準収入額＞に満たない場合は、基準収入額適用申請の手続きにより医療機関における一部負担金の割合が3割から2割(平成26年4月1日までに70歳になられた方は1割)となります。

ア) 70歳以上の被保険者の方

イ) 70歳以上の被保険者に扶養されている70歳以上の被扶養者の方

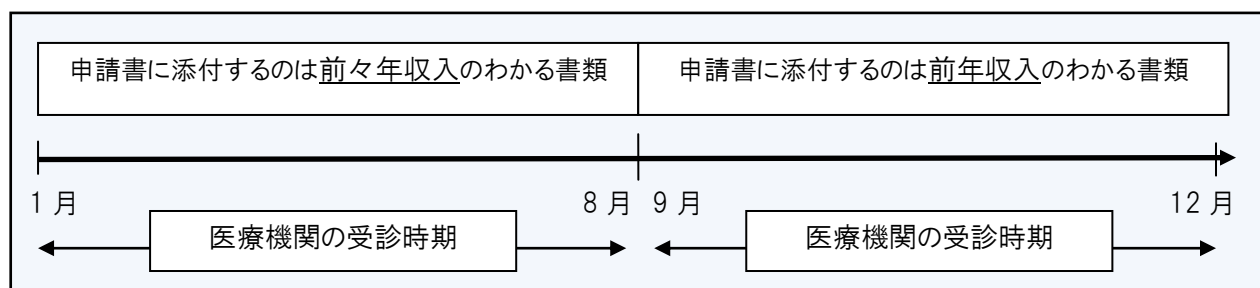
ウ) 70歳以上の被扶養者を有しない70歳以上の被保険者で、旧被扶養者^{※2}を有している方

＜ 基準収入額 ＞

- 70歳以上の被扶養者を有しない場合 : 383万円未満 (被保険者のみの収入額)
- 70歳以上の被扶養者を有する場合 : 520万円未満 (被保険者と被扶養者の合計収入額)
- 「旧被扶養者を有する場合 : 520万円未満 (被保険者と旧被扶養者の合計収入額)」

※1 対象となる収入 … 9月から12月に医療機関で受診されるときは「前年の収入」

1月から8月に受診されるときは「前々年の収入」



※2 旧被扶養者 … 長寿医療制度(後期高齢医療制度)の被保険者となったことにより、健康保険の被扶養者でなくなった方をいいます。(65歳から74歳の方であって、長寿医療制度の障害認定を受けたことにより、被扶養者でなくなった方を含みます。)

旧被扶養者を有する場合は、申請書の☆欄も忘れずに記入してください。

■ この申請書に添付していただく書類 ■

○ 一部負担金の割合が3割と記載された健康保険高齢受給者証の写し

○ 収入申告欄に記入された全員分の収入金額の確認ができる書類

市区町村長の発行する(非)課税証明書、公的年金等源泉徴収票、給与源泉徴収票、確定申告書の控の写し等を添付してください。

※ 前年の収入額に基づいたその年の(非)課税証明書は、その年の6月以降に市区町村にて発行されます。

※ 添付書類は「所得額」ではなく「収入額」の確認できる書類が必要となります。(非)課税証明書の場合は、「収入額」が明らかになっているかご確認ください。

■ 記入上の注意 ■

＜注1＞ 収入申告欄には、前年(1月から8月に医療機関で受診されるときは前々年)の収入額をすべてご記入ください。

ただし、退職金及び公租公課の対象とならない収入(障害または遺族に係る年金・恩給等、戦没者の遺族に対する特別弔慰金、児童手当・児童扶養手当等、災害弔慰金など)は除きます。

＜注2＞ 市町村民税を課されているかいないかにかかわらず、70歳以上の被保険者および被扶養者それぞれの収入額を給与・公的年金・その他の収入に分けてご記入ください。

＜注3＞ 虚偽の申告により、医療機関における一部負担区分が現役並み所得者(3割負担者)から一般(2割負担者)となった場合には、刑法上の詐欺罪に該当するとともに、不正行為による受給として保険者が給付額の一部を徴収することもあります。